

令和7年4月28日

令和6年度林業従事者等確保緊急支援対策（うち林業労働安全確保対策事業）

第一次募集選定企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評

（第1次審査）

■本事業の趣旨

本事業は、林業従事者等確保緊急支援対策として、認定事業主、選定経営体等に対し、林業労働力の確保をはかるため、安全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた安全衛生装備・装置の導入と労働安全研修の実施を支援するものです。

令和7年3月3日から令和7年4月18日まで交付申し込みを受けた第一次募集では、予算額を大きく超過する二倍の申し込みがありました。

本総評は第一次募集選定企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえたものです。

■導入品に関して

1）安全衛生装備・装置の導入に伴う製品の評価と普及について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして林業労働災害の低減と労働環境の改善から林業労働力の確保・定着をはかるものです。このため、導入を計画する安全衛生装備・装置は、新規性と試行的な導入に対して助成を行います。

従って、導入を計画する安全衛生装備・装置は、同様の機能を有する複数社の製品を導入して比較検討することを基本とします。このため、導入する製品ごとに事務局が指定する使用者アンケートの提出を必須とします。

2）保護衣（防護ズボン・チャップス）の導入について

下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン・チャップス）は、労働安全衛生規則で規定されるJIS T8125-2（class1以上）に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを補助対象としています。

なお、JIS T8125-2に適合した切創防止用保護衣には「JIS2022（class1～class3）」の情報が容易に消えない方法で表示することになっているので確認して導入してください。

3）フェイスガード・イヤマフ付きヘルメットの導入について

防護帽は、伐木作業用で普及が遅滞するフェイスガード・イヤマフ付きのヘルメットの導入を基本としています。なお、後付け可能なフェイスガード・イヤマフのみの導入や、一般的な保護帽にフェイスガード・イヤマフを取り付けた保護帽も補助対象としています。

4) 安全靴（防護ブーツ）の導入について

防護ブーツは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定される JIS T8125-3（class1以上）に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものを補助対象としています。

5) 空調ウェア及び空調ベスト、並びに防護着・レインウェアの導入について

空調ウェア及び空調ベスト、並びに防護着等は、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで示される「視認性の高い目立つ色合い」であって、「人間工学に配慮した使いやすい機能を備えた」製品の導入を基本とします。

空調ウェア及び空調ベストの導入では、速乾性・接触冷感性などのインナーとセットで使用することで効果が高まるので、導入をあわせて検討してください。

レインウェアは人間工学に配慮した防水性、透湿性、防風性機能が高い製品のみを補助対象としていますので導入の際には注意してください。

6) 無線の導入について

2024年12月1日以降アナログ簡易無線機は廃止になりました。従って、デジタル無線機及びBluetooth電波を利用する無線機等を補助対象としています。Bluetooth電波を利用した無線機は通話距離が短く、相互通信台数に限りがありますので、導入前に使用条件を確認して導入してください。導入する無線機については、事務局が指定する使用者アンケートの提出を必須とします。

7) アシストスーツの導入について

アシストスーツは、林業作業でどのように活用され、労働負荷低減の効果や労働災害減少の検証のための試行的な導入とします。このため、実績報告において、アシストスーツを利用した作業内容、その効果、課題を報告することを必須とします。

8) 安全衛生に関する導入品について

第一次募集では、予算額の二倍の申し込みがありましたので、安全装備・装置を優先した補助対象とし、少額で安価な消耗品の安全衛生商品（ポイズンリムーバー、経口補水液、安全衛生薬剤、冷却スプレー、蜂スプレー、熊スプレー、ヒル対策スプレー、防蜂ネット等）は補助対象外としました。

9) 林業事業場の安全衛生に直接関与しない安全衛生装備・装置について

JISに適合しない防護ズボン・防護靴・甲ガード付及びスパイク付地下タビ、並びに生産性の向上を目的とする機資材、一般的に利用されるクサビ、加えて特殊伐採やクライミングに関わるウインチ及びウインチ資材等は、一般的な林業事業場の安全衛生の確保向上につながらないので補助対象外としました。

■研修計画について

この補助事業においては、国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の地域への普及啓発も重要な目的としています。このため、安全衛生装備・装置を活用した研修会の開催は、申請経営体の数名を対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう十分に配慮してください。

第一次審査では、研修受講者が経営体内の数名で、社内指導者が研修を実施する団体は、導入品の普及と研修効果が限定的であり、地域への普及効果が期待できないため補助対象外としました。

なお、行政機関や関係団体が主導する研修会に参加する申請団体は、代表者のみ数名が研修会に参加するのではなく、導入する装備品に対応した人数が研修会に参加して、記録写真を実施報告書に添付して提出してください。

また、研修計画において、導入した安全衛生装備・装置の普及について、研修会で報告及び展示紹介すると企画提案した申請者は、計画とおりに普及活動を行って、記録写真を実施報告書に添付して提出してください。

以上